

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千四百八十九號
明治廿五年十一月二日 水曜日
舊曆壬辰九月十三日 (戌戌)
發行所 東京市本町三丁目
電話 二四四四
代印所 東京市本町三丁目
電話 二四四四
印刷所 東京市本町三丁目
電話 二四四四

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價送送料廣告料は左の如し
一 本紙 一月前金五十錢 三月前金一百五十錢 六月前金三百
○ 時事新報社より直接に購送するものは右定價の外一月十三錢
○ 時事新報社より購送するものは右定價の外一月十三錢
○ 時事新報社より購送するものは右定價の外一月十三錢

本社(寄稿)付

一行五號 寄稿 一日以上 七日以上
一行 寄稿 十一日 二十日 以上

難局の責任

明治十四年來政府の方針一變して官民の調和を失ひ遂に今日の難局を致したるは我輩の毎度述べたる所に於て其責任は自ら歸する所なきを得ず帝國議會の如きは恰も此の難局の最中に在りて難局をして益々難ならしめたるものなれば從來の當局者が毎度對議會の處置に困難して自から苦しみながら別に鏡工風のなきも決して無理ならず如何となれば今日の難局は議會の開けたるが爲めに非ず遠く其以前より開議して益々その難を極めたるものなれば單に議會の處置のみに就て難と云ひ難と云ひ種々の方策を運らざるも其目的を達す可きに非ざればなり左れば從來の對議會の如きは如何なる手段を極むるも以下の難を解くに足らざれども現内閣當局の老政客は十四年來の責任を負せざる可らざるの身にして前内閣に代りて其難局を引受けたるものなれば自から之に處するの成算なきを得ず我輩は其人々の名望技術に信を置て尙ほ之に依頼せんと欲する者なり然るに近來の舉動を見れば勉めて清極の方針を取り唯一時の安を謀るのみにして更に出色の政策なきが如きは或は政治の虚々實々に於て前内閣の處置が兎角民心を激せしめたる其善後策として反對の熱情を緩和せんとするの趣意にてあらんか否かを見るに云へる如く政府が民衆の反對を招きて議會との折衝を得ざるは年來失策の結果にして前内閣の不始末の如き其反動として見る可きものなれば苟も事の本来に立返りて難局を除かざる限りは假令目前の難局を見るも其根柢の難を解きたるものとは云ふ可らず例へば豫備干渉の處分の如き民衆の希望する通りに其事に遺憾ある地方官を悉く黜免するときは之に満足して不平なきやと云ふに決して然らず地方官に果して干渉の實あれば其れに干渉せしめたるものは即ち政府なり假令官當局者に更迭ありと雖も其責任は今の政

府も免る可らず當局者は宜く疏決する所ある可し云々とて更に論を進め次第に難局を重ねて遂に際限なきものならん現に品川内務大臣が九州の漫遊中擧干渉の事を自白したりとて之を大期の議會の問題に提出す可しなきを論ずるを見て其用心の如何を知るに足る可し地租軽減、地價修正の問題の如きも亦みれば異ならず若し一時の緩和手段として其幾分を實行するが如きもあらば大なる間違ひにして五厘減の實行は一分減の要求を促し西南地方の修正は東北地方の不平を離すなご一たび水面に浪を擧ぐるときは其餘波次第に動搖して遂に底止する所なきに至る可し蓋し今の民間の反對論は其要求する所の幾分を得て満足す可きに非ず多年胸中に鬱積して僅に抑へ來りし其不平憤懣の情を時に乘じて大に逞ふんと欲する者にみそわれは此時に際して倫安姑息の小策は實に反對の民心を緩和するに足らざるのみならず遂には獨立具眼の士人にも厭はれて政府立脚の地を失ふに至るの恐なきにあらず即ち我輩が前日の紙上にも述べたる通りなれば區たる小策を止むにして思切つて決断し今日の政局を老政客最後の舞臺と覺悟して年來醸したる難局の病根を除き維新の勳功に始あり又終ありしむるも其に男子の事なれば我輩の飽くまでも報告する所なり王政維新の當利今の老政客の人々が政の權機に參して時の廟謨を定むるに當り藩を廢して縣を置き天下の大權を擧げて中央政府の一に歸せしめ門閥の弊習を一掃して四民同等の新主義を取り政治は専ら簡易卒直を旨とするを望むは世人の今に記憶する所にして其精神は虚飾を除き實權を執り政令の出る所を一途にして陰にも陽にも之を敢て犯すことなからしむるに在りしや復た疑ふ可らず然るに近年の有様を見れば事全く反對にして族閥位記の沙汰新にして衣冠文物の盛なる恰も舊時の大名家稱を再演し舊門閥を廢して新門閥を起したるに異ならず唯徒に世間の功名男子をして羨望の政熱に煽動せしむ可きのみ又人民に直接する小吏輩に變通の伎倆なきを知りながら法令規則を頻りに變更し文の弊を廢したるが如き何れも大政の運動上に實益なくして空しく政府を稱するものにて多少の理想は免し如何なる良政府を稱するものにて多少の理想は免る可らず固く政權を執つて動くもどなく時に或は虚飾の名を棄るも執る所の方針は之を改めずして物論の外に純然たるは我輩の賛成する所にして殊に立憲政體の初期に於て缺く可らざる要訣なれば之が爲めに國中或る部分の怨を買ふも亦あるも意に介するに足らずと雖も憲政上に益もなき衣冠文物を耀かし又は繁文を以て人心を煩はし却て大政の感服を損するが如きは我輩をれを取らず當局者に於ても思ふに到らば必ず部見に符合するものある可し左れば今日の策は他なし唯維新當初の精神に立返り簡易卒直を以て大政の實權を執り一切の虚飾を脱し一切の繁文を除き尋常變通の間に民心を收めて老政客の地位を固くし其有始有終の名譽を全ふせんば我輩の希望する所なり

勅令

朕登記印紙ヲ以テ符號及圖記設定ニ關スル免許料ヲ納ムルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
明治二十五年十月三十一日
大藏大臣 渡邊國武
農商務大臣 伯耆後藤藤象二郎

農商務省訓令第三十號

北海通關 府縣東京府
本年十月中大分福國兩縣下ニ於テ朝鮮國ヨリ輸入シタル生牛ニ類似牛疫ヲ發生シ傳播ノ兆アルナリテ目下其病性調査ノ折柄今同東京府下ニ於テハ泰西諸國ニ流行セル最モ恐ルヘキ真正ノ牛疫ヲ發生シ益々蔓延セントスル一其管内ニ該病毒ヲ侵入スルコトアラハ容易ナラサル儀ニ付此際豫防上最重ノ警戒ヲ加ヘ取締方取計ヲ

明治二十五年十一月一日

農商務大臣 伯耆後藤藤象二郎
一 日本平權宣言書 一葉
大坂府大坂市北區本橋町三百九十六番屋敷
河谷法律事務所寄留
高知縣士族 吉松茂彦發行
右出版物ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルナリテ其發賣頒布ヲ禁止ス
明治二十五年十一月一日
内務大臣 伯耆井上馨

警視廳告示第十二號

去月二十九日告示第十一號牛ノ出入往來禁止町村中ニ左ノ通追加ス
明治二十五年十一月一日
警視廳總監 岡田安賢

東京市告示第五十一號

區會議員定員中人口増減ノ爲メ左ノ通り改定シ初期中改換ノ期ヨリ施行ス
明治二十五年十一月一日
東京府知事 富田鐵之助

正倉院實物の御取寄

奈良の正倉院は去月二十六日に掛官立會の上勅封を施したる由なるが同院の寶物中若干品は今度御手許にて御整理遊ばせらるる筈にて右の勅封に當り之を應儀六個に移し入れ掛官が御重に警護して宮内省まで送達したるよし

神奈川縣常置委員會議決

同縣常置委員會議決は此程より開會中なるが其委員は市部大谷嘉兵衛、縣部與八、來栖壯兵衛、中山太郎、左衛門、川村三郎、郡部土方芳五郎、森田三郎、木崎由藏、藤波操平、小泉建次郎、岡部芳太郎、武藤佐次郎の諸氏にて二十六年度地方稅の豫算は總計四十萬圓にて昨年より少し増加せしむる機密は三千五百圓にて前年の議決通りなり又中學校費四

大日本農會常議

後三時より赤坂區會し明年六年度に關し明廿六年度に關し議を爲す由なり
○ 水産傳習所生徒生徒徒四十餘名は初人工轉化法實地演習

雜報

東京府知事 富田鐵之助	三十三
警視廳總監 岡田安賢	三十二
農商務大臣 伯耆後藤藤象二郎	三十一
内務大臣 伯耆井上馨	三十
大藏大臣 渡邊國武	二十九
東京府知事 富田鐵之助	二十八
警視廳總監 岡田安賢	二十七
農商務大臣 伯耆後藤藤象二郎	二十六
内務大臣 伯耆井上馨	二十五
大藏大臣 渡邊國武	二十四
東京府知事 富田鐵之助	二十三
警視廳總監 岡田安賢	二十二
農商務大臣 伯耆後藤藤象二郎	二十一
内務大臣 伯耆井上馨	二十
大藏大臣 渡邊國武	十九
東京府知事 富田鐵之助	十八
警視廳總監 岡田安賢	十七
農商務大臣 伯耆後藤藤象二郎	十六
内務大臣 伯耆井上馨	十五
大藏大臣 渡邊國武	十四
東京府知事 富田鐵之助	十三
警視廳總監 岡田安賢	十二
農商務大臣 伯耆後藤藤象二郎	十一
内務大臣 伯耆井上馨	十
大藏大臣 渡邊國武	九
東京府知事 富田鐵之助	八
警視廳總監 岡田安賢	七
農商務大臣 伯耆後藤藤象二郎	六
内務大臣 伯耆井上馨	五
大藏大臣 渡邊國武	四
東京府知事 富田鐵之助	三
警視廳總監 岡田安賢	二
農商務大臣 伯耆後藤藤象二郎	一